

CONTENTS

特集／文化財建造物の防災

巻頭言	文化財建造物の防災	村上詔一	4
エッセイ	みんなで文化財を火災からまもろう	伊藤芳隆	6
解説	文化財建造物の火災とその予防	建造物課	8
論文	文化財建造物防災の展望	益田兼房	11
	姫路城の防災計画	室崎益輝	13
事例紹介	奈良県 国宝東大寺金堂ほか／京都府 国宝醍醐寺五重塔／和歌山県 国宝金剛峯寺不動堂、重要文化財雨錫寺阿弥陀堂／愛知県 重要文化財高田寺本堂／岐阜県 高山市三町重要伝統的建造物群保存地区		15

連載

● Cross Road／クロスロード	小松亮太	20
● これからのアートマネジメント⑩／回路を拓く③	熊倉純子	24
● ミュージアムNOW⑩	徳川美術館	26
● まちづくり最前線⑤	町民ミュージカル創造事業	27
● 海外だより 海外の文化事情／ブルガリア篇		30
● ことばの万華鏡⑩／日本語の国際化を支える外国人日本語教師	水谷 修	32

ACA(Agency for Cultural Affairs)NEWS

・平成11年度 地域文化功労者決定	33
・文化財の新指定(美術工芸品関係-3)	36
・第46回 文化財防火デー	40
・特別番組のお知らせ	41

イベント案内

・国立西洋美術館「顔 絵画を突き動かすもの」／42	・新国立劇場 スポットライト／45
・京都国立博物館「中国の書画」／43	・2月の国立劇場／46
・東京国立博物館「オランダ王室」／44	・芸術文化振興基金ニュース／47
	・表紙解説／編集後記／48

文化財建造物の防災

頭言



文化庁文化財調査官
村上 昶一

はじめに——わが国の文化財建造物と火災
震や台風等の自然災害、不法侵入による故意破壊や車輛の接触事故、落書き等の人的災害、鳥獣による被害など、文化財建造物は日々、様々な毀損、滅失の脅威にさらされています。とりわけ、火災による部材の焼損・焼失は、その価値に致命的な損失を与えるものです。

現在、わが国では三、六七三棟の建造物が重要文化財（国宝を含む）に指定されていますが、その八七％は純粋な木造建築であり、内部には紙等の燃えやすい植物繊維も使用されています。さらに、そのうちの約四〇％が植物性屋根（茅葺、柿葺、檜皮葺等）を有しており、火がつきやすく、着火すると急激に延焼拡大する危険性をおびています。

明治二〇年の古社寺保存法の制定以来、今日まで四五棟の建造物が指定解除されています。

昭和四一年には消防法令の一部改正に伴い、文化財建造物に対して自動火災報知設備が義務設置となりました（昭和四四年一〇月一日施行。昭和四二年度から防災予算は大幅に伸び、昭和四四年度末には自動火災報知設備の設置率が七〇％を超えました。昭和四七、四

八年度には文化財総合防災緊急調査を実施し、未設置箇所に対する設置計画書の作成や、既設設備の作動状況等の調査がなされました。そして、昭和四八年度には防災施設の日常的点検の徹底を図るための通達を出しています。

近年の防火対策上の課題
すでに一世紀を超えた近代の文化財保護の取り組みの中では、技術の進歩や、社会状況の変化と相まって、防火対策上の課題も大きく変わってきました。近年では、主に次の三点が指摘されています。

昭和二四年一月から昭和二五年七月のわずか一年七ヶ月の間に、法隆寺金堂を含む八棟の焼損・焼失事故が相次ぎ、これを機に本格的な防災事業の進展が見られるようになりました。昭和三〇年には法隆寺金堂壁面の焼損を教訓として一月二六日を「文化財防火デー」と定めました。以来、毎年この日を中心に全国的に文化財防火演習等の運動が展開され、今年で四六回目を迎えます。

昭和四一年には消防法令の一部改正に伴い、文化財建造物に対して自動火災報知設備が義務設置となりました（昭和四四年一〇月一日施行。昭和四二年度から防災予算は大幅に伸び、昭和四四年度末には自動火災報知設備の設置率が七〇％を超えました。昭和四七、四

た檜皮葺の重要文化財建造物焼失事故は、いずれもたき火からの飛び火が火花の原因とするものです。また、初期消火により完全に鎮火したと判断された茅葺屋根が再燃して大火に至った例も見られます。

第三に、これまで防火対策は「守る」という観点から推進されてきましたが、文化財を積極的に活用しようという気運が高まる中で、「安全性の確保」という視点からも、防災上の課題を把握し、対策を講じる必要性が強く認められるようになりました。文化庁では平成二一年三月に「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」をまとめ、防災計画（防火・防火対策、耐震対策、耐風対策、その他災害対策からなる）を主要な項目の一つとしています。

課題の克服に向けて

上記のように、個々の文化財建造物の特性や周辺環境、活用方法に応じた防火管理の実施、消防用設備の設置、消火活動等を総合的に含む防火安全対策が求められるなかで、文化財関係者、消防関係者をはじめ、様々な専門家の協力体制が強化されつつあります。

平成六〇八年度には、横浜国立大学・村上處直教授を研究代表者とし、文化財関係者を中心に、消防庁消防研究所の協力を得て「文化財建造物の防火対策手法に関する調査研究——茅葺、檜皮葺及び柿葺屋根の防火——」が行われました。これは、植物性屋根の火災特性を科学的に解明し、その有効な消火方法について研究することを目的としたものです。

また同時期に、この調査研究との連携を図りつつ、消防庁予防課では消防関係者を中心に、学識経験者、文化庁文化財調査官等をまじえた「文化財建造物保護のための総合的防火対策の推進に係る調査・研究委員会」を設け、個々の文化財建造物の特性に応じた防火管理の実施、消防用設備等の設置、火災時の消火活動等の総合的な防火安全対策のための研究を行いました。

文化庁ではこれらの調査研究に対し、その立ち上げ段階から積極的な技術協力を行ってきました。研究成果のうち防災設備に係る技術的提案については、防火区画の設置や小屋裏消火の工夫等、個々の保存修理事業や防災施設等整備事業の中に取り入れられています。

おわりに

重要文化財建造物に関しては、従来から、基本的な三設備である自動火災報知設備、消

火設備、避雷設備を整えることを「総合防災」と称して、国庫補助事業を実施し、その設置率の向上に努めてきました。しかし、平成元年度から一〇年度にかけて行われた東大寺総合防災事業（事例紹介）や現在実施中の姫路城総合防災事業（論文②）が先駆的な事例として示すように、近年では「総合防災」という意味合いが、施設・設備の充実度を表すものから、文化財の特性やそれを取り巻く社会状況を加味した包括的な計画の実現へと膨らみつつあります。

防災活動は文化財に対する理解と、文化財保護に対する責任の自覚によつて支えられており、責任の自覚は文化財愛護活動への参加意識に結びついていきます。火災予防の呼びかけ、地域ぐるみでの監視、確実な火災通報経路の確保、初期消火体制の強化、消火設備使用方法の周知等、文化財建造物それぞれに適した防災のあり方が定期的に見直され、より効果の高い防火管理体制が所有者・管理団体、文化財関係者、消防関係者、地域の住民等の協力により築かれていくことが期待されます。

それは容易なことではなく、地道な努力が求められますが、今回、文化財防火デーにあわせてこの特集を組むことが、その一助となることを願ってやみません。

先

日、京都御苑近くの尼寺へ立ち寄ったところ、住職から「この重要文化財の御本尊をはじめ、受け継いできた大切な文化財を、無事に次の世代に引き継ぐのは私たちの仕事ですが、一番怖いのは火事です。ふだんは、年寄りの女手二人しか居ない尼寺やから、不安で仕方がない」と言われ、冷汗が出ました。

京都市は、世界文化遺産として登録された『古都京都の文化財』をはじめとする、多くの、そして貴重な文化財に満ちあふれています。

それらの文化財を火災から守るため、京都市消防局は昭和二三年の発足以来、文化財の防火対策を消防行政の重要課題の一つとして位置づけ、昭和四八年に全国の消防機関で唯一の「文化財係」を設置して文化財に対する指導体制の強化を図るとともに、京都市火災予防条例に「文化財の防火管理」の章を設けて、文化財関係者に対して自主防火管理を義務づけるなど、文化財を火災から守るために様々な取り組みを推進しています。

この文化財を火災から守る取組みについては、第一に、文化財の所有者目だが、自主防火管理の原則である「自分のところは自分で守る」という認識にたつた防火管理の責任を果たすことが重要です。さらには、文化財防火の関係機関・団体の協力のほか、付近住民

みんなで文化財を

火災からまもろう

エッセイ

京都市消防局予防部
予防課文化財係
伊藤芳隆

の協力といたことが必要ですが、さきほどの尼寺のように、常駐する少数の関係者が高齢となり、万一、災害が発生したときの活動には不安があるなど、近年の文化財を取り巻く環境は決して良い傾向にあるとはいえません。

そこで、京都市消防局においては、こうした環境の変化を踏まえて、みんなで文化財を火災から守る「体制を、特に、文化財の所有者と付近住民とが相互に協力して文化財を守ることを中心に据えて、リニューアルしていくことが必要であると考えています。

「リニューアルする理由」

「清水の舞台」で有名な清水寺では、昭和二四年の法隆寺金堂壁画焼失を契機に門前の商店街有志により警備団が結成されて五〇年が経過します。その活動は、災害があればサイレンの音により駆け付け、消火班や仏像の搬出班などに体系づけられた活動を開始するとともに、ふだんは自主的な訓練や昼夜間の巡回警備なども行われています。

しかし、清水寺のように協力体制を堅固に築いている社寺がある一方で、少人数で維持管理しているため平常時の防火管理体制の不

十分さや、火災が発生した場合に通報や初期消火活動が満足にできず、取り返しのつかない損失を被るであろうと考えられる社寺が多数あることは否定できません。

このため、文化財が「地域が協同でまもる財産」として地域住民に認知され、災害発生時には地域住民が協力して消火や避難などの活動に携わるといいう、協力体制（以下「協力体制」という）を構築することが不可欠となるわけです。

「文化財関係者に望むこと」

文化財が社寺にある場合、近くに住む人から、「住職の顔も名前も知らない」「文化財があるとは知らなかった」などと聞くことがあります。

協力体制を築くには、社寺も地域の一員と

して、常日頃から良好なコミュニケーションを図っていくことが大切です。例えば、土地や建物、施設などを、地域の子供会活動や集会、震災時の一時避難場所として提供することや、近隣での火災時には備え付けの防災施設等を活用することなどが挙げられます。

また、災害発生時の初動の活動を円滑に行うために、自動的に一九番通報できる火災通報装置や一人で操作のできる消火栓設備などの省力化された文化財防災施設の設置、文化財での火災原因のトップを占める放火を防ぐための赤外線センサー、監視カメラの設置や日常の巡回を充実することも望まれます。

「地域住民に望むこと」

「東京に住む人が、東京タワーに登ったことがない」「札幌に住む人が時計台に入ったことがない」などと聞くこともあります。京都に住む人も、いつでも行けるといふ気持ちからか、身近にある貴重な文化財の良さと必要性を理解していない人もいます。

しかし、文化財がその地域にあることによって、地域にもたらされる有形または無形の効果を、利益という視点に立って積極的に評価して、文化財の関係者との交流を図る中でその地域の宝としての価値を再認識し、文化財を守るためには地域の協力が必要なことを強く意識してもらうことが必要です。

そして、文化財所有者の皆さんと協力して、例えば、防火のために日常の巡回を行い、文化財の周辺を徘徊する挙動不審者がいる場合には注意を呼びかけることや、防火対策に必要な連絡体制網の整備、あるいは火災が発生した際には、できる範囲で初期消火や美術工芸品等の搬出等といった活動などを担い、守っていく体制づくりを進めてほしいと思います。

「消防及び関係機関」

相互の協力体制が確立されるためには、文化財の関係者には地域の活動に協力しようとする意志が、また近隣の住民には地域の文化財を守るという強い意志が、同時に存在することが必要となり、それが前提となって、「みんなで文化財を火災から守る」体制を築くことが可能となります。

そのためには、文化財の関係者と近隣の地域住民にとって、協力体制を構築することが「互いの利益であり、かつ市民の誇りが持てる」ように認識させる事業、すなわち意識づけするための事業を最優先して取り組む必要があります。

そこで京都市消防局では、年間を通じた継続性のある指導はもちろんのことですが、特に京都市独自の取組みである「夏の文化財防火運動（七月一二～一九日）」期間中や文化財

防火デーを中心とした「文化財防火運動（一月二三～二九日）」期間中は、文化財の関係者等や地域住民による多目的かつ実践的な消防訓練を実施して、出火の際の円滑な行動を確保する指導を行っています。

また、京都市では、昭和三七年に相次いで寺院の火災が発生し、重要文化財の建造物や美術工芸品が焼失したことを契機に、消防局、京都府文化財保護課及び京都市文化財保護課などの文化財保護担当機関、文化財保護団体の九者により「文化財防火対策連絡会」を結成し、定期的に連絡会を開催して文化財防火について連絡・調整を図るとともに、広い視野で文化財保護に対する諸問題に対処していきます。

「おわりに」

私が京都市消防局に採用された際、当時の消防局長から「消防の任務は、市民の生命、身体、財産を災害から守ることにある。さらに、京都市消防局は、文化財を守る責任がある」と訓示を受けたことを忘れません。

京都市消防局では、かけがえのない貴重な文化財を災害の危険から守り、次の世代に継承していくためには、「みんなで文化財を火災から守る」体制の整備を図り、地域に根ざした文化財の防火・防災対策を積極的に進める必要があると考えています。

特集

「文化財建造物の防災」は、一月二十六日の文化財防火デーにあわせて、重要文化財建造物を事例として近年の防火防犯の取り組みを振り返り、今後の方向性を読者と共に展望することを目的としている。表1、表2により情報を補足したので参照されたい。

重要文化財建造物の火災対策としては、防災施設事業の中で自動火災報知設備（以下、自火報設備）、消火設備、避雷設備の設置を重点的に行い、環境保全事業等で火除地の設定や防災道路の設置を行う等、火災の早期発見と初期消火、落雷による火災の予防、本格消防に資する施設整備等に取り組まれてきた。

戦災焼失を除くと、文化財保護法制定以前には火災に遭った二七棟の九割が焼失に至っているが、文化財保護法制定後、特に重要文化財建造物に自火報が義務設置化された昭和三十六年以降は、一〇二棟の火災の八割以上が焼損にとどめられている。また、文化財本体に被害が及んだ落雷事故は過去一二件ある。うち、避雷設備設置率が五割に達した昭和五〇年代半ば以降の発生件数は二件である。

火災を早期に消し止める体制が整い、落雷事故は激減した。一方で、火災の平均年間発生率や指定棟数と比べた発生割合は古社寺保存法や国宝保存法の頃よりも高くなっており、かつ、内部からの火ではなく、外的な要因による火災が増加していることに留意したい。今日までの火災は放火と飛火が大きな原因で

器の開発等が促進され、文化財建造物への広範な普及につながることが期待したい。

また、機器が十分に機能を発揮するよう、日常の維持管理、緊急時の連絡体制、初期消火のための責任分担等については明文化し、定期的に関係者（所有者、文化財関係者、消防関係者、地元住民等）でその内容を確認することが強く望まれる（事例紹介4）。

最後に、重要伝統的建造物群保存地区（平成一年末日現在五四地区）に関しては、木造家屋が密集する市街地や、茅葺民家が集中する農山村を含んでおり、火災の予防、早期発見、初期消火等の活動を地元住民で自主的に行うための設備の設置に昭和五一年度より国庫補助がなされてきた。平成六年度には総合防災計画策定事業が保存対策調査に組み入れられ、市町村に経費の補助が行われている。平成一〇年度末までに二六地区で防災施設の整備が行われ、地区の特性に応じた設備の設置や防火活動が進められている（事例紹介5）。

（文責／建造物課文部技官・下間久美子）

（参考文献）

- 藤村泉「文化財建造物防災のあゆみ―戦前編・戦後編―」（文化庁月報 一九八二年・二月号）
- 清水真「文化財建造物の防災一〇〇年」（建築防災 一九九九年八月号）
- 「建造物要覧」文化庁建造物課、一九九〇年
- 「平成一〇年度重要文化財建造物防災施設事業―東大寺・熊本城等の防災事業が完了―」（文化庁月報 一九九九年七月号）
- 「重要文化財（建造物）防災事業の新しい動き―緊急防災施設強化事業始まる―」（文化庁月報 一九九九年一〇月号）

表1▶文化財建造物防災関係年表

年 号	防災に係る取り組み	その他関連事項
明治30 35 大正 3	法隆寺金堂に避雷針設置（補助事業による最初の避雷針設置） 東大寺金堂にドレンチャー設備、避雷設備竣工（補助事業による最初の消火設備工事） 日光山内に電気モーターによる加圧式消火栓設備設置 法隆寺防火水道設備工事竣工（大正13年度～、防災工事報告書が初めて刊行）	古社寺保存法制定（保存金の下付） 祐福寺多宝塔焼失（火）、（指定解除の初例となる）
昭和 4 7 8 11 15 20 23 24	浅草寺で自動火災報知設備の文化財への効果を試験 蓮華王院本堂（三十三間堂）に自火報設備設置（補助事業による最初の自火報設備設置） 蓮華王院本堂床下火災で自火報設備奏効（自火報設備の有効性を改めて認識する契機となる）	国宝保存法制定（特別保護建造物を国宝と改称） 国宝建造物維持修理要項を制定（文化財建造物の保存は維持修理の実施と保存施設〈防火施設、保護柵、排水施設等〉の設置を講ずることと具体的に示された） 戦災による国宝建造物の焼損31棟、焼失206棟 消防法制定 法隆寺金堂が焼損（火の不始末）
25 27 29 30 32 36 38 40	奈良・京都市内の主要社寺にMM式火災報知器設置 防災5ヶ年計画始まる 「国宝および重要文化財などの防火措置実施心得」配布 「文化財防火・防犯の手引き」配布 小笠原家住宅（長野）の買上げに対し飯田市に補助金交付（指定建造物買上げに対する補助の初例） 環境保全の予算計上が始まる	文化財保護法制定（従来の国宝を重要文化財とみなす） 文化財保護強調週間（第1回）実施 重文・東照宮御供所が焼失（火の不始末） （文化財保護法制定後初めての火災事故） 文化財防火デー（第1回）実施 消防法施行令公布（重要文化財建造物等への自火報設備義務設置。既指定のものは適用除外）

文化財建造物の火災とその予防

解説

あり、ここ一〇年程は

特にその傾向が強い。火の不始末による火災は、所有者の失火より近辺での煙草や焚火の不始末に起因する。こうした傾向は、防災の原点に戻り、火災の未然防止に改めて目を向ける必要を示している。

従来から火災の予防に関しては、通知・通達、防火防犯の手引きの刊行、文化財防火デーの実施等により、所有者や管理団体（以下、所有者等）の管理体制の充実を促してきた。加えて近年は所有者等による自助努力を確実にするため、過疎化・高齢化した地域、盗難や放火が統廃する地域等の重要文化財を主対象として、防災施設事業で防犯設備、監視設備を設置する件数が増えている。特に東大寺や熊本城等、広い敷地に国宝・重要文化財が複数棟建ち、不特定多数の人が出入りする所では、監視カメラや防犯センサーの設置と共に、情報を一元的に管理する施設を整え（事例紹介1）、巡視・監視と併せた総合的な管理体制の強化が図られている。

平成一一年度からは緊急防災施設強化事業が新規に始まった。これも警報、防犯等の設備の強化をねらいとする。事業の対象は、国

宝建造物（植物

性屋根を有する大規模な重要文化財などを含む）や、国宝・重要文化財である美術工芸品（彫刻、絵画等）を収納する重要文化財建造物のうち、特に緊急性を有するものである。建造物と美術工芸品が一体となった価値を発揮する物の保存を防災面から支えるという発想から創設された事業である。平成一〇年度には補正予算でパイロット事業六件が実施され、うち醍醐寺では監視カメラに加え、五重塔内の壁面を守るためのガス消火設備が導入された（事例紹介2）。

飛火や花火等による屋根からの火災に関しては、植物性屋根の燃焼特性を解明し有効な消火方法を検討する調査研究や、総合的防火対策の推進に関する調査研究が実施され（巻頭言参照）、今後の取り組みに大きな示唆を与えた。研究成果の一部は、すでに保存修理事業や防災施設事業の中に取り込まれている（事例紹介3）。

文化財建造物に防災設備を設置する時には、歴史的な環境への配慮が常に不可欠である。今後、防犯設備や監視設備の設置事例が増える中では、施工上・景観上の課題の解決、安価な設備の工夫、さらには文化財に適した機

文化財建造物防災の展望

論文1

東京芸術大学大学院教授
(文化財保存学専攻)
益田兼房

「災害は忘れた頃にやってくる」とは古くから

の諺だが、最近では忘れる間もなく文化財で地震災害や火災等が続発し、さらに大きな災害が近いことを警告している感じもする。

考えてみると、日本列島自体が大陸プレートのせめぎ合いで海面上に隆起した土地である以上、宿命的に地震や活断層の活動から免れ得ないし、モンスーン地帯に位置している毎年台風による強風や豪雨に襲われるのも避けられない。歴史的建造物は、経験的にこれらの条件を熟知した技術で建てられ、修理を繰り返して今日まで時代を超えて伝えられてきたもので、千年以上にわたる過去からの情報を内蔵する貴重な資料でもある。生き残ってきた一定の強さはあるが、現代の一般不特定多数の人々の安全や快適さを保障するための施設として造られたものではない。

もしこれを現代建築と同様に活用しようとするれば、同等の安全確保等のために防災施設の設定や構造的補強等が必要であるが、その実施に当たっては建物の立地環境や構造特性、保存管理などの社会状況、価値とのバランス

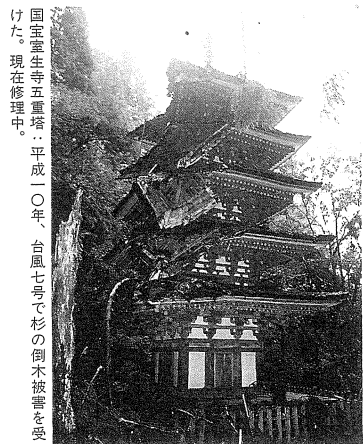
等の個別判断が必要となる。耐震対策の当面の一般指針は、建設省建築研究所の学識経験者等の協力を得て作成され、阪神大震災から一年目の平成八年一月の「文化財建造物等の地震時における安全性確保について」、及び平成一一年四月の「重要文化財(建造物)耐震診断指針の策定について」等で、すでに文化庁から各都道府県宛に示されているが、具体的技術開発はこれから

の状態である。一方、日本は災害や火災に弱いはずの木造建築の中に木や紙の美術工芸品をたくさん保存してきた国でもある。古都京都の文化財を世界遺産としてユネスコに推薦する際、古代以来の各時代の美術工芸品がこれだけ豊富に伝世されている都市は東アジアでは他にない、と中国建築専門家から指摘されたことがある。京都の木造都市の宿命として中心部が何度

する一七の社寺等でも古い時代の建築はすべて郊外に所在する。そして中心部は時代ごとに新陳代謝を繰り返して、現代は変化の速度を一層早めつつある。西欧の石造都市で中心部に歴史的遺産を蓄積し郊外で近代への対応をしているのと逆の都市構造は、ある意味では継続的で緩慢な災害として、わが国の文化財



重要文化財大恩寺念仏堂：平成6年、夏休み中のロケット花火で全焼。指定解除となる。



国宝霊生寺五重塔：平成一〇年、台風七号で杉の倒木被害を受けた。現在修理中。

年 号	防災に係る取り組み	その他関連事項
昭和41	「文化財の防火防犯について」文化財保護委員会事務局長通達	国宝・大徳寺方丈焼損〈放火〉 (保護法制定後初の国宝建造物火災事故) 消防法施行令の一部改正 (既指定の文化財建造物にも自火報設備設置が遡及適用。昭和44年10月1日施行)
42	元興寺極楽坊で環境整備事業完了(昭和33年度～、補助事業による初めての火除地設置)	
44	「消防法施行令および同法施行規則の一部改正について」文化財保護部長通知 「文化財関係建造物に対する自動火災報知設備の設置に関する消防法令の運用基準について」消防予防課長通達	
45	「文化財防火・防犯の手引き(改訂版)」配布	
46	京都府、奈良市、鎌倉市に設置していたMM式火災報知機を廃止	
47	民家等買上げの予算計上始まる	
48	文化財総合防災緊急調査を実施(～昭和48年度)	
50	「文化財建造物等の防犯施設の点検について」文化庁次長通達	文化財保護法改正 (伝統的建造物群保存制度・建造物と一体をなして価値を形成している土地等の指定)
51	重要伝統的建造物群保存地区(以下、伝建)の防災事業が始まる(南木曾町妻籠宿で消火設備工事に着手、～昭和52年度)	
53	特殊防災の予算計上始まる(法隆寺防災設備改修増強工事6ヶ年計画着手)	重要文化財建造物管理実態調査を実施 重要文化財防災事業国庫補助要項が定まる
54	指定文化財管理費補助制度始まる	
57	「文化財建造物の日常管理及防火の手引き」配布	
61	「文化財建造物の防火と防犯施設の日常管理について」文化財保護部長通達・建造物課長通知 (伝建)特殊防災の予算計上始まる	
平成3	「文化財の防火防犯について」文化庁次長通達・伝統文化課長通知 (伝建)総合防災計画策定事業が始まる	文化財保護法改正(登録文化財制度)
8		
10	危険木対策のための予算計上始まる	
11	緊急防災施設強化事業の予算計上始まる	

表2▶重要文化財建造物原因別火災発生件数及び焼損焼失棟数(平成11年12月1日現在／文化庁文化財保護部建造物課)

区 分	古社寺保存法			国宝保存法			文化財保護法			計		合 計
	焼 損	焼 失	小 計	焼 損	焼 失	小 計	焼 損	焼 失	小 計	焼 損	焼 失	
火の不始末	0(0)	1(1)	1(1)	1(1)	3(3)	4(4)	5(5)	2(3)	7(8)	6(6)	6(7)	12(13)
雷火	0(0)	1(1)	1(1)	0(0)	2(2)	2(2)	1(1)	0(0)	1(1)	1(1)	3(3)	4(4)
飛火	0(0)	2(2)	2(2)	0(0)	3(8)	3(8)	10(13)	1(1)	11(14)	10(13)	6(11)	16(24)
類焼	0(0)	1(2)	1(2)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	2(4)	3(5)	1(1)	3(6)	4(7)
花火	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	8(8)	1(1)	9(9)	8(8)	1(1)	9(9)
放火	0(0)	0(0)	0(0)	1(2)	3(5)	4(7)	17(17)	2(3)	19(20)	18(19)	5(8)	23(27)
その他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	7(7)	1(1)	8(8)	7(7)	1(1)	8(8)
不明	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	14(14)	2(2)	16(16)	14(14)	2(2)	16(16)
計	0(0)	5(6)	5(6)	2(3)	11(18)	13(21)	63(66)	11(15)	73*(81)	65(69)	27(39)	91*(108)

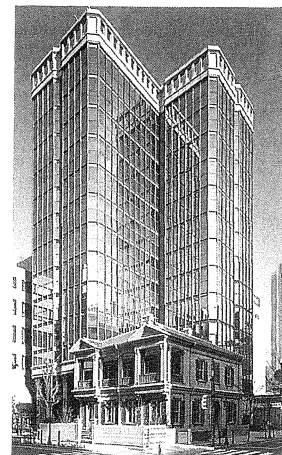
注：()内は棟数を示す。戦災による被害(焼失206棟、焼損31棟)を除く。

*部分の数字は与杵神社本殿(焼失)拝殿(焼損)を合計1件としている。

焼失は指定解除に至ったものを示す。



重要文化財旧神戸居留地十五番館：平成7年、阪神大震災で全壊(上)。地盤改良・免震・建物構造補強を総合的にを行い、当初材の7割を再用した(下)。



の防災・環境保全・整備活用の施策上での大きな与件となっている。イコモス国際会議等で、文化財防災国際指針作成にあたり日本の独自性の主張が必要なゆえんでもある。

わが国が明治三〇年に古社寺保存法で文化財建造物の保護を始めて以来の一〇二年の火災の歴史を振り返ると、事故等による焼失二七件三九棟のほかに、第二次大戦の空襲等による仙台城大手門ほか二〇六棟の焼失が大きい。城下町の歴史を持つ主要な都市が、金沢を除き那覇市に至るまですべて攻撃された結果であり、当時の国宝建造物約一、七〇〇余棟の一割強が焼失し、そのほかに三二棟が焼損している。文化財は異文化間の理解を促進し平和のための戦略的な意義を持つとされる

が、それだけに戦火で文化財を失うことほど一国の永い歴史にとって大きな損害はないのではなからうか。「国破れて山河あり」と数百年兵士が帰還し、敗戦後の文化国家再建に取り組むなかで起きた昭和二十四年の法隆寺金堂火災事故は、文化財保護法制定の契機となり、文化財保護委員会発足と同時に建造物課に防災部門と防災施設設置補助金制度を新設させた。保護法施行以後五〇年間での焼失が一一件一五棟、焼損が六三件六六棟にとどまっていることは、国指定棟数が三、六〇〇余棟まで増加していることを考えれば、防災施策は戦前よりもはるかに進歩したとの評価が可能であろう。

特に火災の早期発見と初期消火に大きな効果を挙げたのは、消防法改正で自動火災報知設備が義務設置となったことで、昭和四〇年から全国的に消火栓や報知設備の補助事業

が展開したことが大きい。実際に火災となれば消防署の消火活動が不可欠であり、毎年一月二六日の「文化財防火デー」の文化庁消防庁合同実施は大きな意義を持つ。消防庁では文化財防火を重要な業務と認識し、近年では文化財建造物の四割を占める植物性屋根の火災事故頻発から消防研究所で各種屋根材の燃焼実験を行い、また文化庁が参加した学術的委員会を設置して所有者への消防計画作成指導を推進するためのアドバイザー制度を検討するなど積極的であり、今後も協力関係を発展強化していくことが望まれる。

文化財の防災は、環境保全や整備活用と密接に関わり、今後は社会変化に対応して一層積極的な施策展開が必要となっている。美術工芸品や民俗文化財などを内蔵する文化財建造物の重要性を考慮すれば、文化財全分野を総合的な視点から見た防災施策の樹立は緊急の課題となっている。そのためにも、耐震対策に不可欠な技術情報の蓄積と分析や、火災対策のための新規技術開発、文化財防災技術者の養成訓練など、他の省庁や研究所と協力連携が可能な水準の技術力を持つことが文化財保護行政にとって不可欠である。国立文化財研究所等で、保存修復等と並んで、防災技術研究分野での格段の充実が必要な時期を迎えているといえよう。

姫路城の防災計画

神戸大学都市安全
研究センター教授
室崎益輝

論文2

《はじめに》

姫路城は一九九三年、法隆寺とともにわが国初のユネスコ世界遺産に登録された。世界遺産に登録されたことにより、改めてその防災のあり方が問われることとなった。文化遺産としての価値が国際的に確認されたということは、その歴史的な遺産の継承をはかるために、文化財としての城を災害から守ることがより強く求められるということである。同時に、文化遺産に触れる機会をより多くの人々に提供することから、来訪者の安全の確保をはかることが求められる。こうしたことから、姫路市と文化庁では世界遺産登録を機に姫路城の防災のあり方を検討し、その

強化に努めている。本稿では、その検討の結果の一部を紹介し、姫路城の防災の現状と課題を考えてみることにしたい。

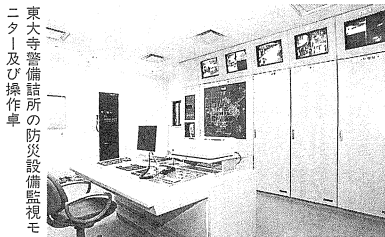
《防災面からみた姫路城》

姫路城とその来訪者に危害を及ぼしうる災害としては、地震、雷、風水害、火災爆発、群衆混乱などが考えられる。そのうち地震については、昭和の大修理などを通じてすでにその耐震性の強化をはかってきており、今のところ地震によって致命的な破壊が生じる恐れはない。また雷についても、避雷針の整備充実をはかっており、落雷による大規模な被災も考えにくい。風水害についても同様である。対策が相対的に遅れ、それゆえに大規模な被害の発生が懸念されるのは、火災爆発と群衆混乱ということになる。ところで、群衆混乱は火災時の避難に共通するところがある

ので、とりあえずは火災爆発を中心に防災対策を検討すればよいことになる。

さて、火災爆発を対象に姫路城をみた時、どのような問題があるか考えてみよう。城というものは、外敵の侵入を防ぐことを目的に造られる。また、事ある時は自爆あるいは籠城することを原則としている。このため、市街地火災などの外部火災については漆喰壁等で防護されており、極めて安全な構造となっている。戦災においても市街地が火に包まれた中で、姫路城だけは焼け残っている。他方、内部火災については消防隊が外部から進入して消火にあたることや取り残された人を外部から救出することが、難しい構造となっている。つまり、内部火災では炎上することを前提に造られているといっても過言ではない。同じ文化財でも、他の木造建築と城郭建築との違いは、この外部からの進入の困難性にある。

ところで、防災面から姫路城の特徴をみると、第一に大断面の木材が多用されていること、第二に階段が急で不規則な配置になっていること、第三に大小様々な部屋が複雑に入り組んだ構成となっていること、第四に出入り口や脱出可能開口部が極端に少ない構造であること、第五に登閣口から建物に至るまで門、塀、石段など無数のアクセス障害があ



東大寺警備詰所の防災設備監視モニター及び操作卓
大寺総合防災施設事業は一〇年の歳月を要して平成一〇年度に完了した。東大寺は広大な地形複雑な境内に大規模木造建造物である国宝・金堂（大仏殿）をはじめとする文化財建造物や美術工芸品が数多く保存されている。一方、奈良公

1 総合防災に向けた取り組み

奈良県／国宝東大寺金堂ほか

大寺総合防災施設事業は一〇年の歳月を要して平成一〇年度に完了した。東

大寺は広大な地形複雑な境内に大規模木造建造物である国宝・金堂（大仏殿）をはじめとする文化財建造物や美術工芸品が数多く保存されている。一方、奈良公

園と一体となった境内には、観光客等不特定多数の人々が自由に出入りでき、また正倉院をはじめ飛地には国宝・転害門が存在するなど、文化財の管理には困難が伴う条件下にある。火災はその発生から五分以内に初期消火の体制を整える必要がある。早期発見、初期消火は被害を最小限にとどめるための鉄則である。今回の事業は初期消火に向けての初動体制を整えられる情報の把握及び伝達を迅速かつ正確に行うことを最大の課題とした。特に飛地に建つ転害門周辺は民家の密集地で、防災拠点である警備詰所からは遠隔地にあり、初期消火は迅速な情報の収集と遠隔操作によ

事例紹介

- 1 奈良県／国宝東大寺金堂ほか
- 2 京都府／国宝醍醐寺五重塔
- 3 和歌山県／国宝金剛峯寺不動堂、重要文化財雨錫寺阿弥陀堂
- 4 愛知県／重要文化財高田寺本堂
- 5 岐阜県／高山市三町重要伝統的建造物群保存地区

ること、第六に一日最大一万五、〇〇〇人以上という多数の来訪者があること、を指摘することができる。これらの多くの点は、火災の発見が困難、公設の消火が困難、避難や救出が困難といった問題につながっている。

「姫路城防災の考え方」

文化財の防災対策では、文化財をまもるという点と人命をまもるという点では利害が一致するものの、その災害からまもるために何らかの対策を講じようとする、その対策が文化財を破壊しかねないという矛盾に直面する。この矛盾をいかに解決するかが、防災に携わる我々を悩ませることになる。最小の改変で最大の効果を得る防災手法が求められるのである。

具体的には、姫路城に取り残された人々を救助しようとする、城の壁に穴をあけて脱出口をつくる必要があるが、文化財保全の観点からはそのような大規模な破壊は許されない。それではどうするかということになる。この場合、壁に穴をあけて救出するような事態が起こらないように、他の方法で万全を尽くすしかない。そこで姫路城では、炎上火災を発生させないことに重点を置くという考え方をとることとなった。

紙面上、ここでは姫路城の防災計画のバツ

クボーンとなる基本的な考え方を述べる。

(1) 伝統的技法を再評価する

姫路城の模型をつくり煙伝播の性状をみる実験を行ったところ、入側柱筋の垂れ壁が、煙の内部への侵入を防げる役割を果たすことがわかった。同様の効果は、西の丸の渡櫓の垂れ壁でも期待できる。これらの垂れ壁が、当初から防災的な意図をもってつくられたかどうかは不明であるが、現実には防災の効果をもっていることは確かである。新たな防災システムを組み立てるにあたっては、こうした伝統的防災技法を評価し活かす必要がある。

(2) 新防災技術との融合をはかる

次に、文化財保護上の許される範囲で、高度なハイテク技術を可能な限り導入し、ヒューマンな対応に失敗したとしても、大事にいたらない保障を築くことである。ここでは、信頼性の高い消火設備であるスプリンクラーの導入は、初期消火が極めて重要ということで、避けられない。姫路城では、天守群及び化粧櫓にスプリンクラーを景観に留意しつつ設置することにした。

同時に、火災の早期発見から迅速な通報及び情報伝達を可能とする、防災情報システムの充実が心にかけている。威圧感のない監視カメラや高性能の火災センサーを設置するとともに、高度な機能を備えた防災センターを建

設して管理、監視、警備の有機運用を図る計画である。なお、この防災センターの建設にあたっては、歴史的遺構を破壊しないという制約がつけられている。

(3) ハードの弱さをソフトでカバーする

最後に、城の構造がもつ防災上の弱点を、訓練や教育といったソフトでカバーすることが求められる。消火を含めた初期対応の信頼性をあげるには、対応マニュアルを作成することともに、訓練によりその習熟をはかることが欠かせない。姫路城では、火災の発生場所により、初期消火や避難誘導の対応が異なってくるため、発生場所に応じた緻密なマニュアルの作成をお願いしているところである。ソフトということでは、入城者やボランティアの協力や連携も忘れてはならないポイントである。例えば、シルバークライドなどの観光ボランティアの人々には、初期消火や避難誘導などを担当する防災ボランティアとしても戦力となるよう日常的なトレーニングを積んでもらう必要がある。

〔注〕

- (1) 「姫路城防災設備研究会（会長・伊藤延男日本城郭研究センター名誉館長）を設置して、姫路城の防災のあり方を検討している。
- (2) 「姫路城の火災発生時における煙の流動特性並びに効果的な消防活動および避難行動に関する調査報告書」同調査委員会、平成11年9月

る瞬時の方法で初動活動を行うことが必要である。

東大寺の防災設備は、一般の文化財防災と比較して大規模かつ高規格なものとなっている。建物には自動火災報知設備、防犯センサーを取り付け、境内の要所には防犯カメラを設置している。消火設備は建物規模を考慮して自然流下の加圧方式を採用し、消火用水は新設一、五〇〇㎡の貯水槽と既設五〇〇㎡の貯水槽のほか、境内にある池も消防用水利用することが可能である。漏水対策として、貯水槽には満減警報、配水管の分岐点には流量検出器を取り付けている。

各設備から発せられる情報は膨大なもので、情報の管理には高度な処理能力が要求される。情報は境内を六ブロックに区分し、それぞれに設置した地区受信機へ集められ、電気信号から光信号に変換したのち、警備詰所に集約される。警備詰所では、受信機と連動するディスプレイ画面で感知器や警報器の作動状況を表示し、リアルタイムで記録する。警備詰所に集められた情報は、境内電話で東大寺関係者へ、非常通報設備で奈良市消防機関へ伝達され、初動体制の立ち上げに移行できるシステムになっている。特に転害門に関する消火設備は、モニター画面を見ながら遠隔操作で起動させることが可能である。

防災は、その意識の向上が基本であり、日常のきめ細やかな管理行為で災害を未然に防ぐことが肝要であるが、防災設備の整備も不可欠である。設備は災害を未然に防ぎ、被害を最小限にとどめるもので、その機能を遺憾なく発揮させるには、計画の段階から設備の機能に応じた人的な整備が、所有者側はもち

2

文化財建造物と美術工芸品の一体的保護

京都府／国宝醍醐寺五重塔

ろん、文化財保護行政側にも必要である。設備と人的な体制がうまくかみ合うことで有効な防災体制が確立される。このような意味合いで、東大寺総合防災施設事業は、今後の文化財防災事業の一つのあり方を示唆している。
(奈良県教育委員会文化財保存事務所主任 今西良男)

醍

醐寺は、京都市南東部に位置する真言宗の古刹で、国宝・重要文化財をはじめ貴重な文化財建造物や美術工芸品を多数所蔵している。その中でも五重塔は、平安時代中期の天曆六年（九五二）に建立されたもので、国宝建造物であるとともに、初層内部に描かれた仏画が美術工芸品としても国宝指定されている。本稿は、この醍醐寺五重塔における文化財建造物と美術工芸品の一体的保護の検討経過等について紹介する。

五重塔に対する消火設備は、主として屋外からの火災に対応するものとして、放水銃と消火栓を建物周囲に設置していた。しかし、内部の彩色画に対しては特に配慮されていなかったことから、美術工芸品の初期消火設備を増強することとし、絵画等の脆弱な文化財であることに鑑み、現在ある設備の中では最

も有効なガス消火設備を使用することとした。

ガス消火設備の設置方法には、ガスボンベ、貯蔵施設、起動操作盤、ガス吹き出し口等が一体となったパッケージ型と、貯蔵施設は外部におき、吹き出し口を内部に設置する分離型がある。消火対象となる五重塔初層は、容積が比較的小さいため、壁や床面にパイプ穴や止め釘等をしなくてもよい移動可能なパッケージ型が使用できれば、建造物に対する影響が少なくと考えられたが、ボンベや起動操作盤も含めた総重量が約三三〇kgとなり、かつ転倒防止対策が必要であるなど、現実的にパッケージ型は使用不可能であった。

分離型を設置するに当たって問題となるのは、貯蔵施設建設に伴う周辺環境への影響と建物内部への配管敷設方法である。今回の計画では、ガス貯蔵庫を五重塔から離れた樹木

棟緊急防災施設強化事業の一環として実施しており、本年度末までに完了する予定である。

3

火災の拡大防止

和歌山県／国宝金剛峯寺不動堂、重要文化財雨錫寺阿弥陀堂

備

えあれば憂いなし」植物性屋根表面及び小屋裏等への延焼防止策を講じた事例として、国宝金剛峯寺不動堂及び重要文化財雨錫寺阿弥陀堂を紹介する。前者は檜皮葺屋根、後者は茅葺屋根を有する。

金剛峯寺、雨錫寺とも、保存修理事業と工程を併せて防災施設整備事業を実施しており（平成九一〇年度）、保存修理工事の中で小屋裏への延焼防止策を講じて防災対策を補完した。

【屋根表面への延焼防止】

植物性屋根を有する建造物は、花火や飛火による屋根への着火が火災の大きな原因となる。防災施設整備事業における消火設備工事として、金剛峯寺不動堂ではドレンチャアの改修を、雨錫寺阿弥陀堂では放水銃の新設を行い、屋根への延焼防止及び初期消火に備えた。

ドレンチャア改修においては、保存修理工事の工程と密に調整を図り、箱棟の取付け完了以降、素屋根及び足場のあるうちに、幾度

(京都府教育庁指導部文化財保護課 建造物第2係長 鶴岡典慶)

かの放水試験を行った。妻飾りに水をあてることなく、屋根の甲下端まで十分に水を届かせるように水源の水圧、ノズル先端圧、噴射角度、間隔等を繰り返しチェックした。また、景観上の配慮として見えがかりを重視し、位置、仕上り色等についても保存修理工事の監督及び主任技術者と十分な協議を行った。

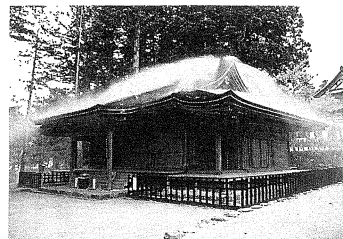
【小屋組への延焼防止】

寺院建築は小屋裏や室内の空間が大きく、小屋裏に火が入ると延焼速度が加速されることが多い。金剛峯寺及び雨錫寺では延焼防止策の第二段階として、屋根材の一部焼失は免れないとしても、本体軸部への延焼を可能な限り防止する措置を試みた。

檜皮葺屋根表面に着火した火は、徐々に中へ進入し、野地板に延焼した後、小屋裏内で大火となって天井、室内に燃え移る。そこで金剛峯寺不動堂では野垂木と小舞の間に不燃ボードを張りつめて延焼を遅延する措置とした。材料は耐水性、加工性、寸法安定性、軽量化を考慮したパルプセメント板を使用し、



五重塔初層の内部



金剛峯寺不動堂・ドレンチャアの放水

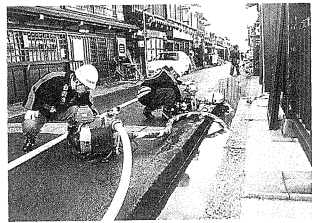
板厚を五mmとして軒反りの曲面加工に対応した。

茅葺屋根を有する雨錫寺阿弥陀堂は、屋根に下地が無く、表面に着火した火は数分で茅の裏面を伝って頂部に達し、火種が堂内天井上部に落下することが想定される。ここでは、①小屋組をすべて耐火材で覆う方法と、②堂内天井上面及び軒裏を難燃材で覆う方法の二案を検討し、①案は茅葺き作業に影響をきたし、小屋組の重量が増大することから、②案を採用した。天井部分は土居桁や大梁を覆い込むように下地材を組み、化粧石膏ボード珪酸カルシウム板八mmを全面に張りつめた。

これら二つの不燃区画に過剰に期待はできないが、本格消防が開始されるまで屋根と軸部を遮断し、木部への延焼をくい止める効果は果たすと考えられる。

保存修理及び防災施設整備の両面から防災対策を図った二事業にかかわる中で、特に金剛峯寺不動堂では両工事の工程の調整を行うことで、防

自衛消防隊の防火訓練。側溝の水は利用しやすい。(平成11年1月)



高山市は昭和五五～五六年に、第一次防災事業として三町に消火栓二四基を設置した。しかし地区内や

高山市は昭和五五～五六年に、第一次防災事業として三町に消火栓二四基を設置した。しかし地区内や

この火災から得た教訓を中心に三町の防災対策について紹介する。

高山の四月は春といえども夜寒い。その日も静かで寒い夜であった。寝について三〇分ぐらい経ったのだろうか、〇時三六分、突然自宅へ電話があり、三町伝統的建造物群保存地区（以下、三町）が燃えていると住民から連絡があった。慌てたがそれでもヘルメット、防災服で現場へ急いだ。平成八年四月四日のことである。

高

5 伝統的建造物群の防火対策

岐阜県 高山市三町重要伝統的建造物群保存地区

隣接地で数度の火災が生じ、総合的な防災対策の必要性が強く認識された。特に注目されたのが敷地背割線に沿いに並ぶ土蔵の防火帯としての役割で、平成五年度に市費で土蔵現況調査を実施した。次いで国及び県の補助により、平成六～七年度に高山市三町防火計画策定書を作成し、平成八～一〇年度に伝統的建造物群防火施設（特殊）事業を行った。この間、平成七年一月の阪神・淡路大震災は防災対策の必要性をより強く示した。また、冒頭三町の火災は防災計画を裏付け、その早期実現を促した。

防災対策の概要は以下のとおりである。

- ①土蔵の扉が開いていて、そこから火が入った→戸を閉める習慣の定着。
- ②土蔵内に燃えやすいものがあつた→土蔵内の整理整頓と清掃。
- ③土蔵置屋根の軒裏隙間から火が入り、置屋根の裏を伝って反対側隙間から吹き出した→小屋内隔壁の設置、軒裏の隙間を防火板等で遮蔽。
- ④土蔵が防火帯となつて火勢を止めた→土蔵の保存活用。
- ⑤自衛消防隊（近隣住民）が火元近くまで侵入して放水した際、フラッシュオーバーで

- 二～三m飛ばされた→自衛消防隊の訓練と装備。
- ⑥ホースの数が足りなかった→ホースの増設、ホース運搬具の整備。
- ⑦側溝の水の絶対量が不足→貯水槽設置、貯水槽から側溝へ自動放水（一人で三〇秒以内）。
- ⑧警報ベルの音が小さく、近隣住民に聞こえなかった→サイレンに交換。
- ⑨発見の遅れにより火勢が増し、手に負えなくなった→自動火災警報設備の必要。老人、留守家屋を含めたグループ監視方式の導入。
- ⑩地震に弱い緊結部分が多く、積雪期は屋根荷重の増加によりさらに強度が不足→主屋、土蔵の足元緊結、小屋組、構造部の構造強化。
- ⑪震災時の水、電気の自給及び自衛消防活動→二〇〇V発電機、耐震貯水槽、自衛消防隊強化。
- ⑫土蔵間に置かれた不要木材や腰板壁が燃えて隣家に類焼→木部が見える状態の維持。防火塗料の使用と耐久性、防火性能向上の取組み。
- とりわけ④土蔵の活用、⑦側溝の水の利用
- ⑨グループ自火報、⑫防火塗料の使用と開発は、火災から学んだ三町独自の防火対策と言えよう。

4 災害設備の性能を可能な限り高められたと考える。修理、防災という補助事業の項目にかかわらず、文化財建造物の防災として、関係者の

地域住民が支える文化財建造物の防災

愛知県／重要文化財高田寺本堂

高田寺本堂（薬師堂）は、大正九年に国宝指定、昭和二五年に重要文化財に再指定された。堂内には、本尊薬師如来坐像（旧国宝、現国重文）、厨子（国重文）、護摩札（国重文）、大黒天立像（県文化財）、伝小野道風公扁額、円空佛四体など貴重な文化財がまつられている。薬師堂は、昭和二八年に国庫補助金などを得て全面解体修理された。現在は、平成一〇年九月の台風七号で毀損した檜皮葺屋根の災害復旧工事を、国、県、町補助金を得て行っており、平成一二三年三月までには全工程が完了する予定である。

師勝町文化財高田寺婦人消防隊は、高田寺本堂（薬師堂）や薬師如来坐像などの貴重な文化財を火災から守るために発足した。隊の発足は、昭和五四年七月二三日で、今年で二〇年目を迎える。昭和五三年度に放水銃（四基）等の消火設備一式を整備されたことを機に、重要な文化財を保存しようという気運が周辺住民の間で高まり、師勝町社会教育課の指導協力のもとに組織されたのである。

設置した消火設備を火災発生時に迅速かつ的確に操作し、火を消し止めるためには、それらを使いこなせる人材が寺関係者のみならず地域住民の中に育成される必要性が強く認識されたと言えよう。そこで、寺の周辺集落七〇余戸が檀家であることから、各家の二〇歳以上の女性をもつて編成する自主的な組織として、この隊を設けたわけである。

隊は二〇人で組織され、毎年全員が入れ替わる。毎月一回の活動では、西春日井郡東部消防署の指導により、放水銃の操作を中心とし、各個訓練、消防知識習得、消火器による初期消火など、火災から高田寺本堂（薬師堂）を守るために必要な諸訓練を行っている。

毎年一月二六日の文化財防火デーにおいて、日頃の訓練の成果をいかに発揮するため、東部消防署、町消防団の到着前に、初期消火を行い、存在と必要性を強烈にアピールしている。また町社会教育課を中心に、町長、教育長、地元区長が参加し、地域住民、檀徒、師勝南小六年生など多くの見学のなか、消火

訓練を通して文化財の大切さを広く知らしめている。

加えて毎年九月一日の防災の日の大規模な訓練にも高田寺文化財婦人消防隊として参加、活躍をしている。

寺の周辺住民七〇余戸はすべて高田寺の檀家であることも幸いして、おおむね三年に一度は、隊に関わることとなり、中にはベテランといわれる人も年々増えてきており頼もしさを感じる。さらには、隊員のみならず、隊員の経験のある人、関心をもつ人が増えてくれば、地域の初期消火の指導者にもなってきた。

文化財を火災から守るという目的から発生して、文化財を大切にしようという文化財愛護の考え方の普及とともに、地域の各家の防火思想の高揚にも大いに貢献している文化財婦人消防隊である。

（愛知県西春日井郡師勝町・

高田寺住職 柴田真成）



高田寺婦人消防隊員

◆文化庁では、ホームページで、文化庁に関する情報を幅広く提供しています。ご意見、ご質問、文化庁月報の感想などを、ホームページのご意見欄や文化庁のウェブマスター宛へお寄せください。
〈ホームページアドレス〉
<http://www.bunka.go.jp/>
〈ウェブマスターメールアドレス〉
webmaster@bunka.go.jp

文化庁月報 1月号 (通巻376号)

平成12年1月25日印刷・発行

編集—文化庁

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

発行—株式会社ぎょうせい

本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12

本部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16

電話 編集 03(3571)2126

販売 03(5349)6666

URL: <http://www.gyousei.co.jp>

印刷所—(株)行政学会印刷所

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、筆者個人の見解であることをお断りいたします。

定価540円 本体514円 送料76円

年間購読料6480円

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

広告の問い合わせ・申し込み先

(株)ぎょうせい営業部広告課

電話03(5349)6657 (ダイヤルイン)

©2000 Printed in Japan

ISSN 0916-9849

本誌は本文用紙に再生紙を使用しております。